

平成 25 年度における地方公務員の懲戒処分等の状況について

(平成 25 年 4 月 1 日 ~ 平成 26 年 3 月 31 日)

<平成 26 年度調査 三重県市町及び一部事務組合等分>

懲戒処分者数及び分限処分者数について

(平成 25 年 4 月 1 日 ~ 平成 26 年 3 月 31 日)

- この調査は、各地方公共団体が平成 25 年度(平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)に行った懲戒処分及び分限処分に係る職員数の状況を把握するために実施したものである。

- 調査の対象となる者は、三重県内市町及び一部事務組合等の事務に従事している一般職に属するすべての職員である。

- なお、この調査における留意事項は次のとおりである。
 - (1) 地方公務員法上、分限処分に係る規定が原則適用除外とされている条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準じる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者として調査しているものであること。

 - (2) 平成 25 年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を 1 人として計上しているものであること。

(1)懲戒処分者数の状況

- 平成 25 年度中に懲戒処分を受けた職員数は 24 人であり、前年度と同数となっている。
- 処分者数の種類別にみると、免職 1 人(対前年度比増減なし)、停職 9 人(同 6 人増)、減給 9 人(同 8 人減)、戒告 5 人(同 2 人増)となっており、停職及び戒告は前年度より増加、減給は減少、免職は増減なしとなっている。
- 処分者を行為別にみると、「道路交通法違反」11 人(45.8%)が最も多く、次いで「一般服務違反関係」8 人(33.3%)、「給与・任用に関する不正」2 人(8.3%)及び「一般非行関係」2 人(8.3%)、「収賄等関係」1 人(4.2%)となっている。

懲戒処分者数の状況(種類別・行為別)

(単位:人)

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
給与・任用に関する不正 (受験採用の際の虚偽行為等)	0	1	0	1	2
一般服務違反関係 (信用失墜行為等)	0	1	4	3	8
一般非行関係 (障害・暴行、金銭関係の非行等)	0	2	0	0	2
収賄等関係 (収賄、横領等)	0	1	0	0	1
道路交通法違反	1	4	5	1	11
違法な職員組合活動	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0	0
合 計	1	9	9	5	24

(注) 2 以上の事由により懲戒処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

(2)分限処分者数の状況

- 平成 25 年度中に分限処分を受けた職員数は 597 人であり、前年度に比べて 123 人増加している。
- 処分者数を種類別にみると、降任 1 人(対前年度比 3 人減)、免職 1 人(同 1 人増)、休職 595 人(同 125 人増)、降給 0 人(同増減なし)となっており、免職及び休職は前年度より増加、降任は減少、降給は 0 人となっている。
- 処分者数を事由別にみると、全体では「心身の故障の場合」596 人(99.8%)がほとんどであり、次いで「勤務実績が良くない場合」1 人(0.2%)となっている。

分限処分者数の状況(種類別・事由別)

(単位:人)

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	0	1	0	0	1
心身の故障の場合	1	0	595	0	596
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制等の改廃等により過員等を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例に定める事由による場合	0	0	0	0	0
合 計	1	1	595	0	597

(注)1 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を重複して計上している。

2 2以上の事由により分限処分に付された場合は、主たる事由により計上している。